

厚生労働省

持続可能な権利擁護支援モデル事業

令和6年度モデル事業実施自治体等連絡会 第4回連絡会

令和7年3月7日

厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課成年後見制度利用促進室

第二期基本計画における基本的考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。
- 障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。
- 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させるため、意思決定支援等によって本人を支える各種方策、司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討などに対応して、福祉制度・事業の必要な見直しを検討する。

◆ 成年後見制度等の見直しに向けた検討 ◆

制度改正の方向性等に関する指摘

- 必要性・補充性の考慮
- 三類型の一元化
- 有期（更新）
- 障害者権利条約の審査状況を踏まえた見直し
- 本人が必要とする身上保護、意思決定支援等の内容の変化に応じた円滑な交代
- 公的な関与を強めた後見等の開始

市町村長の権限等に関する指摘

- 市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限の拡充
- 成年後見制度利用支援事業の見直し

◆ 総合的な権利擁護支援策の充実 ◆

日常生活自立支援事業等との連携、体制強化

- 他制度との連携の推進、実施体制の強化
- 他制度等との役割分担の検討方法についての周知

新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等の検討
- 上記の意思決定支援等に際して、権利侵害や法的課題を発見した場合に、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討

都道府県単位での新たな取組の検討

- 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討
- 公的な関与による後見の実施の検討

持続可能な権利擁護支援モデル事業

持続可能な権利擁護支援モデル事業（令和6年度）

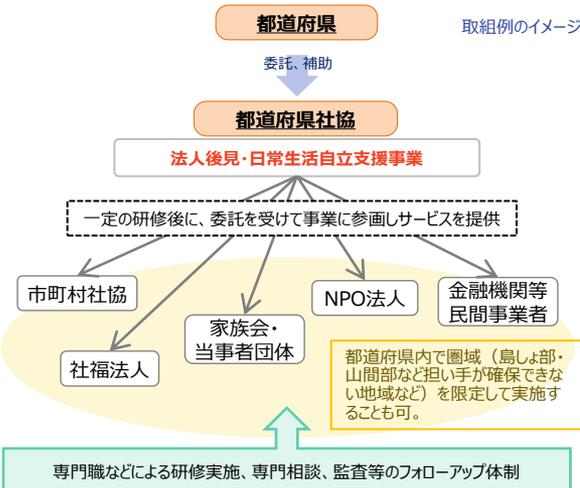
事業の概要・スキーム、実施主体等

● 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

【実施主体】 都道府県・市町村（委託可） 【基準額】 ①の[1]以外の取組 1自治体あたり 5,000千円【補助率】 3/4 ①の[1]の取組 1自治体あたり 10,000千円【補助率】 1/2

- 1 [1]法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組
[2]日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組

権利擁護支援の担い手が不足している地域において、法人後見や日常生活自立支援事業の取組に民間企業など福祉関係以外の事業者等も含めた新たな主体の参画を促すことにより、地域における権利擁護支援の担い手の確保、育成の増進を目指す取組。

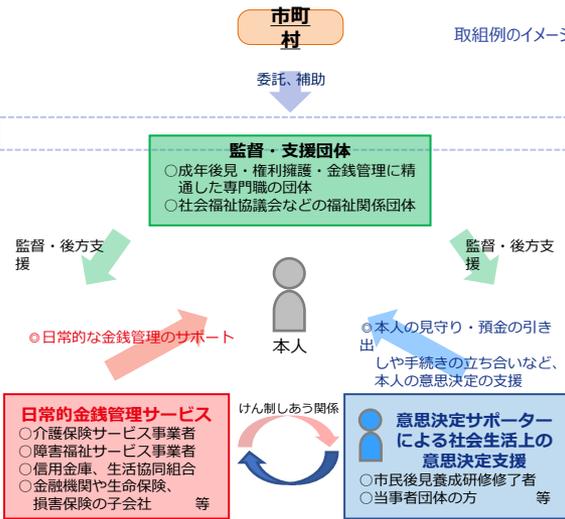


【R6実施自治体】
静岡県、京都府、宮崎県

- 2 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組

市町村の関与の下で意思決定サポーターによる意思決定支援によって、利益相反など本人に不利益が生じないように留意しながら、日常的な金銭管理など適切な生活支援等のサービスを行う方策を検討する取組。

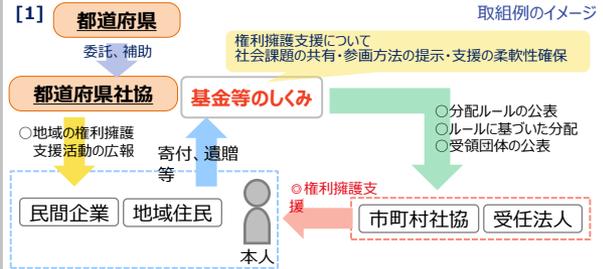
意思決定の場面において、権利侵害等を発見した場合に司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討



【R6実施自治体】
豊田市、八尾市、藤沢市、黒潮町、古賀市、京極町、山口市、大川市、立川市

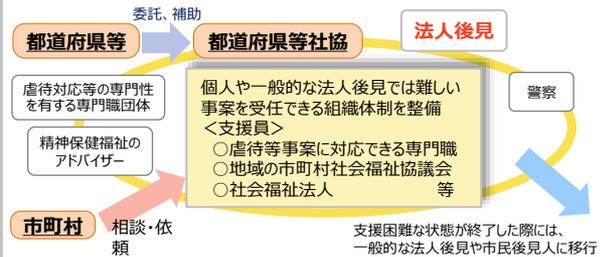
- 3 [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組
[2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組

民間企業や地域住民から資金を調達することにより、公的財源では性質上対応困難な権利擁護支援の課題への柔軟な対応を可能とする取組



【R6実施自治体】 - （【R4実施自治体】長野県）

[2] 虐待等の個人や一般的な法人後見では対応が難しい支援困難事案について、都道府県が支援する法人が組織体制を整えて法人後見を行う取組。



【R6実施自治体】福岡県

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施

（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」）

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し**、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

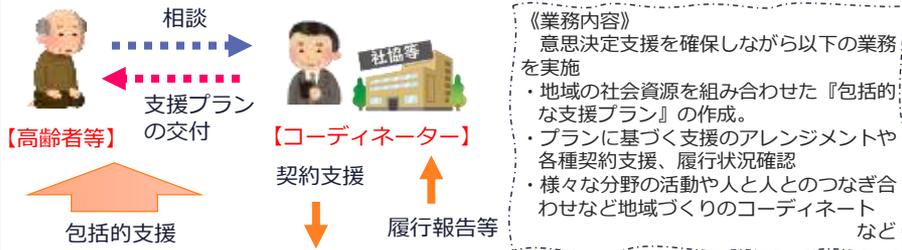
【実施主体】市町村（委託可）

【基準額】1自治体あたり 5,000千円/取組

【補助率】3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど**地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーター**を配置した相談・調整窓口を整備。

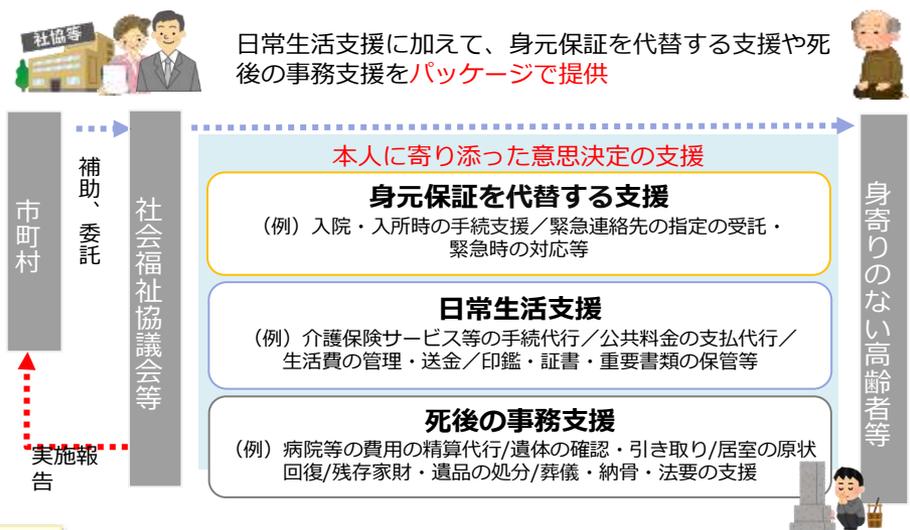


－ 単身高齢者等包括支援プラットフォーム －

入居支援	見守り	法律相談	終活支援	死後対応
つながり支援	生活支援	財産管理	権利擁護	残置物処分
家賃債務保証など				

2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供**する取組を実施。



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業（R6～）の実施状況

令和6年度においては、10自治体が実施。

実施自治体名

- ①実施メニュー（包括的な相談・調整窓口の整備、総合的なパッケージ支援）
- ②事業開始時期

大阪府枚方市

- ①総合的なパッケージ支援
- ②令和6年10月

京都府京都市

- ①総合的なパッケージ支援
- ②令和6年4月

東京都文京区

- ①総合的なパッケージ支援
- ②令和6年4月

神奈川県松田町

- ①総合的なパッケージ支援
- ②令和7年1月

神奈川県川崎市

- ①総合的なパッケージ支援
- ②令和6年4月

神奈川県横浜市

- ①包括的な相談・調整窓口の整備
- ②令和6年9月

福岡県福岡市

- ①総合的なパッケージ支援
- ②令和6年4月

愛知県大府市

- ①包括的な相談・調整窓口の整備
- ②令和6年10月

愛知県豊田市

- ①包括的な相談・調整窓口の整備
- ②令和7年1月

愛知県岡崎市

- ①包括的な相談・調整窓口の整備
- ②令和6年7月

持続可能な権利擁護支援モデル事業

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業

テーマ2-A 包括的な相談・調整窓口の整備

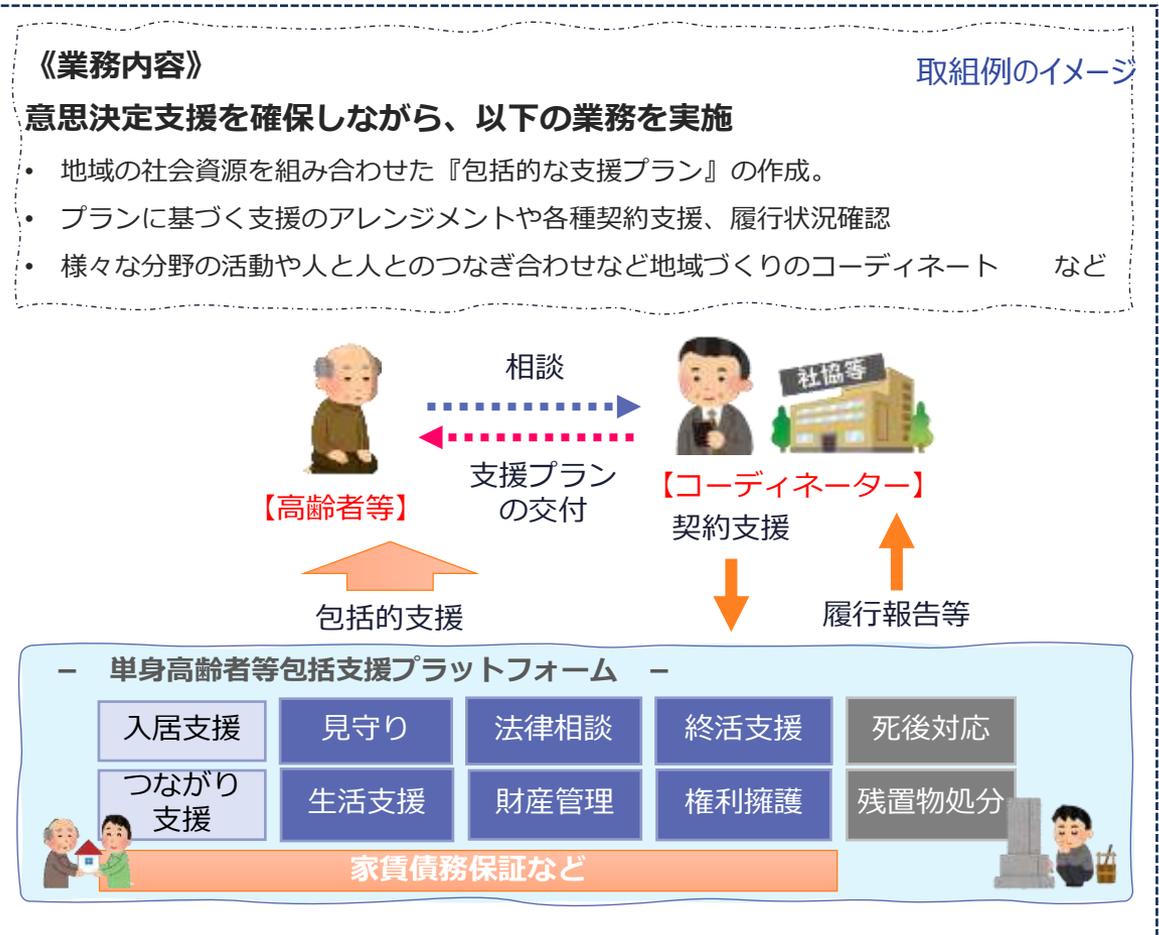
～ 地域の取り組みの紹介と意見交換 ～

持続可能な権利擁護支援モデル事業

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業

テーマ2-A 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメントや各種支援・契約の履行状況の確認等を行う**コーディネーターを配置した相談・調整窓口を整備**する。



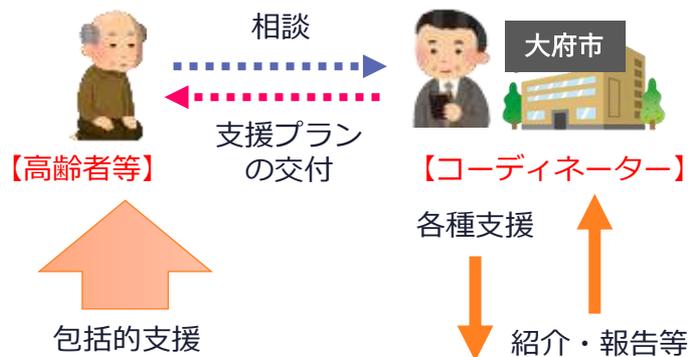
本日は、新モデル事業テーマ2-Aに取り組まれている**愛知県大府市、神奈川県横浜市、愛知県豊田市**の取り組みをご紹介します。

1. 愛知県大府市 大府市終活支援事業「さくらMIRAIサポート」

ひとり暮らしで頼れる身寄りがない高齢者等の葬儀・納骨等、人生の終焉を迎えるにあたり直面する課題への不安に寄り添い、事前にご自身の希望する終活内容の準備を支援するため「さくらMIRAI（ミライ）サポート」を提供し、（1）市独自のエンディングノート「さくらノート」の配布、（2）「さくらノート」の保管場所および記載事項を市に登録する終活登録制度「わたしのさくら登録」、（3）葬祭事業者、法律専門職、ペット後見、遺品整理等の情報を提供する葬祭事業者等紹介サービス「さくらplus（プラス）」を実施している。

《業務内容》意思決定支援を確保しながら、以下の業務を実施

- ・ 市独自のエンディングノート「さくらノート」の配布
- ・ 「さくらノート」の保管場所および記載事項を市に登録する終活登録制度「わたしのさくら登録」
- ・ 葬祭事業者、法律専門職、ペット後見、遺品整理等の情報を提供する葬祭事業者等紹介サービス「さくらplus（プラス）」



— 単身高齢者等包括支援プラットフォーム —

法律相談

終活支援

死後対応

権利擁護

残置物処分

事業の実施体制

- ・ 実施主体：大府市

取り組みを開始した経緯

- ・ 窓口で身寄りのない高齢者から死後への不安を相談されることが多くなり、今後そのような相談が増加することが予想されたため。

検討を開始した時期 令和6年3月

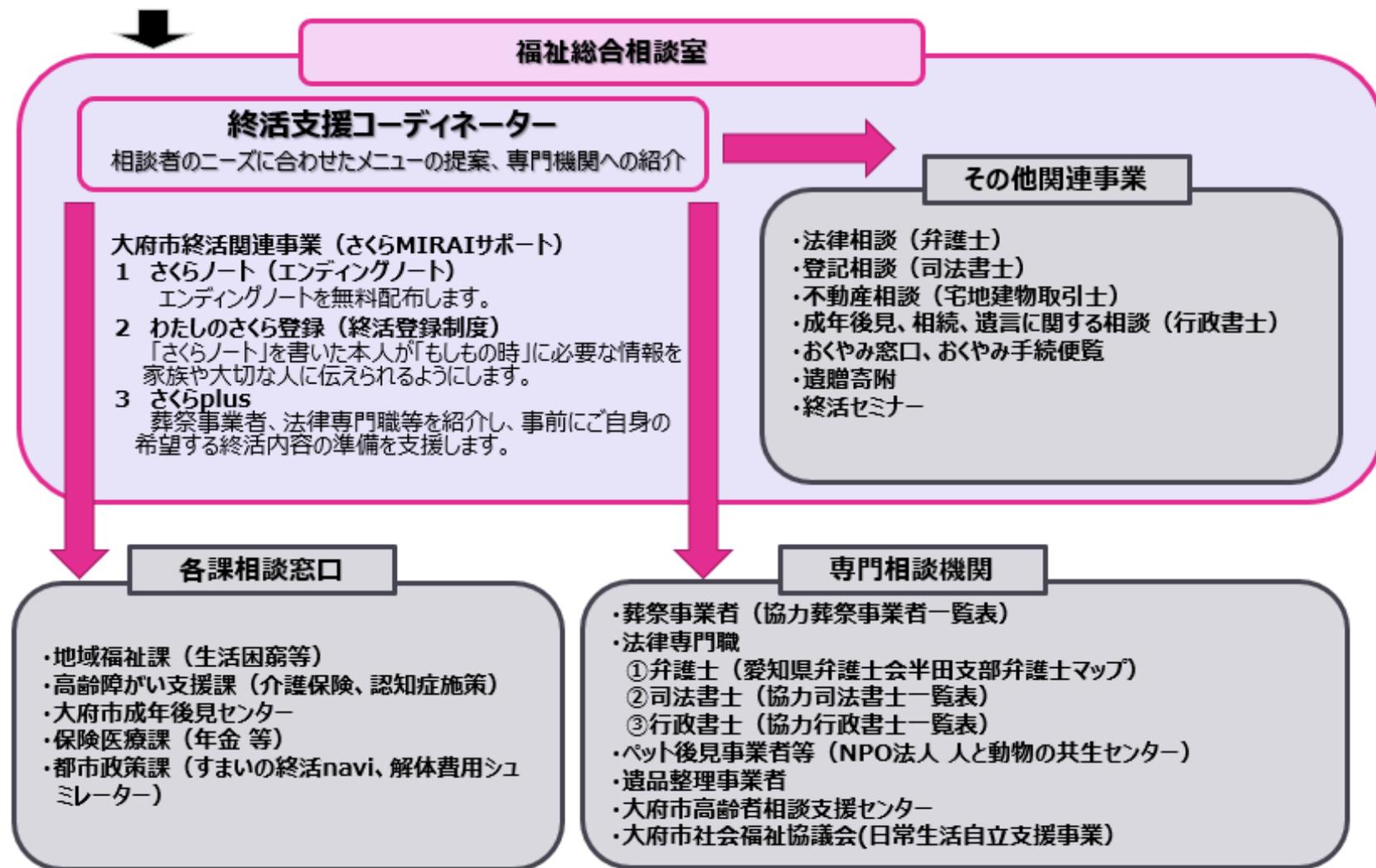
事業を開始した時期 令和6年10月

基本的なサービスの内容

1. エンディングノート「さくらノート」
大府市にお住まいの方に、市役所にて配布。
2. 終活登録制度「わたしのさくら登録」
大府市に在住で「さくらノート」をお持ちの方に、市役所にて、さくらノートの保管場所、遺言書、葬儀、お墓などの内容を市に登録。もしもの際は、警察署、消防署、医療機関、福祉事務所及び「さくらノート」を書いたご本人が指定した人に、登録情報を開示する。
3. 葬祭事業者等紹介サービス「さくらplus」
 - ・ 葬儀、納骨：葬儀事業者と相談し、市に報告。死後、市は葬祭執行者へ死亡を連絡。葬祭執行者が葬儀納骨等を実施。
 - ・ 遺言書作成：市が、法律等専門職を案内。
 - ・ ペット後見：市が、ペット後見事業者等を案内。
 - ・ 遺品整理等：市が、遺品整理等を相談できる事業者を案内。

終活支援包括相談窓口イメージ（持続可能な権利擁護モデル事業）

市民（将来の日常生活又は社会生活に不安を抱えた単身高齢者等）



事業の実績

新規相談人数23人、新規支援プラン作成人数1人、フォロー中人数1人 (2025年2月時点)

事業の周知方法、自治体内の他の取り組みとの連動

- ホームページでの取り組みの紹介。
- 老後の備えに関する関心を高め、その理解の推進を図ることを目的とした研修会やセミナー等の開催。

支援可能な親族がないことの確認方法

- ご本人からの話による (調査確認等は実施していない)

意思決定支援の場面や配慮事項など

- 本人が利用に迷われた場合、迷いがなくなるまで相談対応する。
- 本人の意思決定能力に疑義があると感じたときは、申し込みを受けず、成年後見制度をご案内する。
- 本人のサービス提供に係る理解が難しいと判断した場合も同様に、申し込みを受けず、成年後見制度をご案内する。

事業により得られた効果

- 身寄りがない高齢者等の不安の解消。

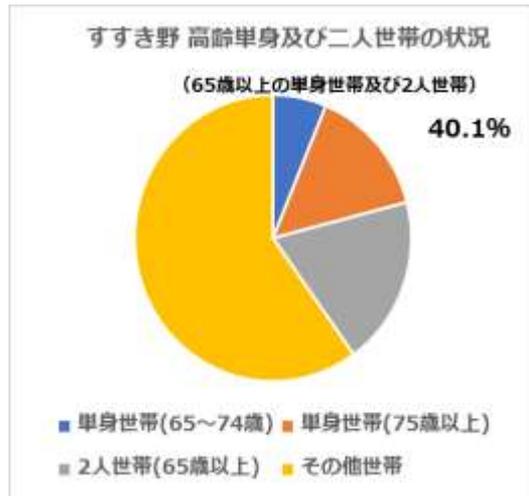
事業の課題や懸念

- 現在事業開始したばかりであるため、今後利用者が増加した場合の対応についてどのように管理するか等の懸念事項がある。

2. 神奈川県横浜市 令和6年度横浜市高齢者等終身サポート支援モデル事業

単身高齢者等が抱える生活上の課題等に関する相談窓口を設置し、支援プランの作成及びプランに基づく支援のコーディネート、関係機関や関係者のプラットフォーム(ネットワーク)の構築、支援プラン及び支援の履行状況の確認、関係者や有識者による意見交換会の実施、老後の備えに関する関心を高め、理解を促進するための研修会やセミナーの開催を行う。様々なサポートが必要となる高齢者等に対して、モデル事業を実施し、行政が果たすべき役割を検証するとともに、課題等を整理する。

「青葉区すすき野地域の状況」



【取り組みを開始した経緯】

昨今高齢化の進展や核家族化等に伴い、高齢単独世帯や高齢夫婦世帯が増加しており、入院・施設入所時の身元保証、日常生活支援、死後の対応等従来家族が担ってきた手続き等の協力を受けることが困難な高齢者が増加する見込みであり、そうした「身寄りのない」高齢者等に対する支援の必要性が高まってきている中で、行政がどのような役割を担っていくべきかを検討することが必要となったため。

【モデル事業の概要】

実施体制：業務委託

(委託先：一般社団法人横浜イノベーション推進機構)

期間：令和6年9月～令和7年3月

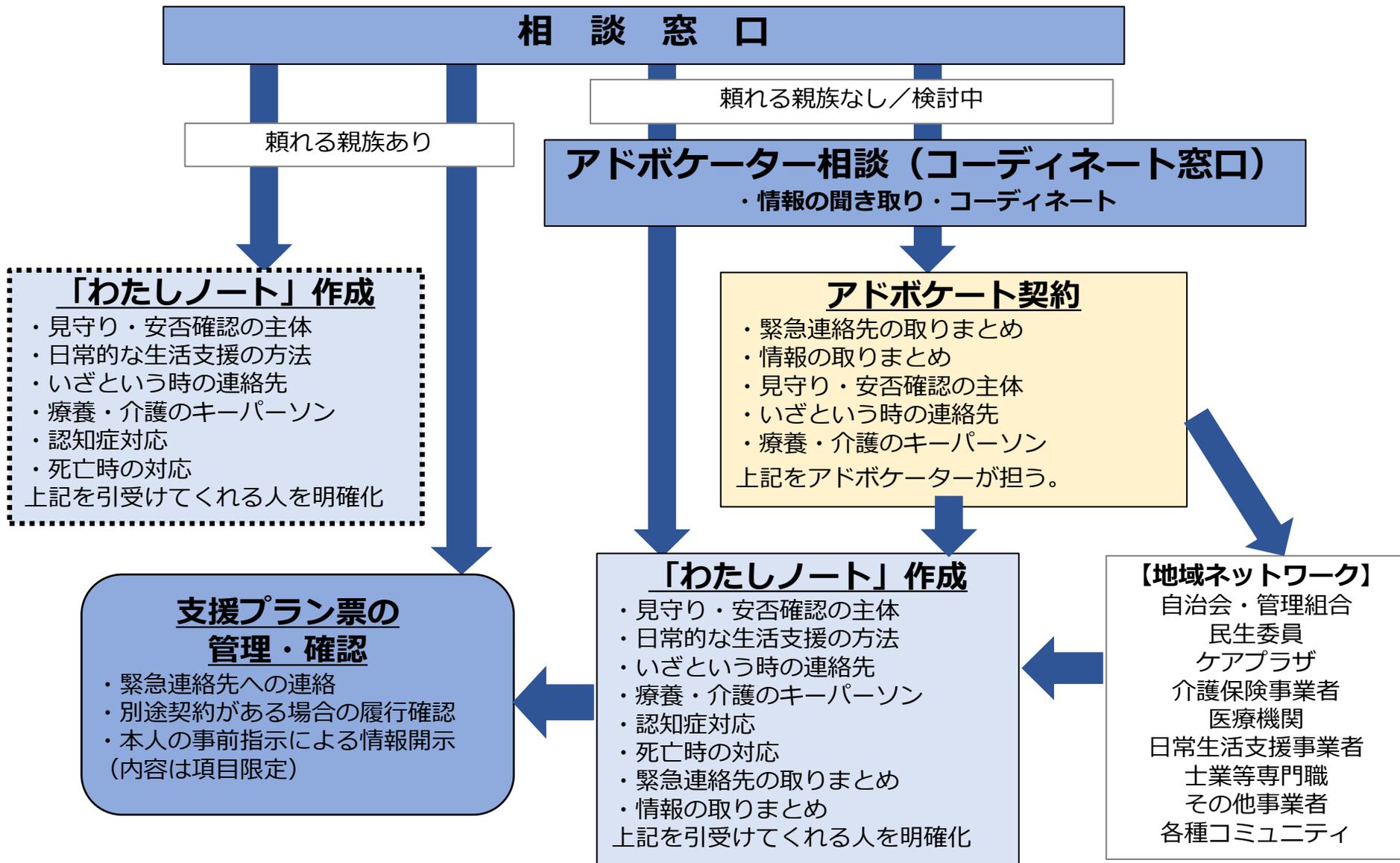
対象：青葉区すすき野団地の在住者

相談受付：横浜市すすき野地域ケアプラザ等に、週1回程度相談窓口を設置。

相談受付後の流れ：次頁参照



令和6年度横浜市高齢者等終身サポート支援モデル事業



2. 神奈川県横浜市 ～ 運営の在り方・実績と課題など ～

事業の実績（2025年2月末時点）

- ・ 相談件数：延べ49件、支援プラン申込人数：6人、アドボケート契約締結人数：6人

主な検証項目

- ・ どのような相談が寄せられるか、相談件数、相談者の傾向
- ・ 相談窓口で聞き取るべき情報は何か
- ・ アドボケーターに求められる知識や能力、どのような人材がふさわしいか
- ・ アドボケーターによる支援はどの程度の時間と費用がかかるか、アドボケーター1人で何人の対象者を担当できるか
- ・ 関係機関や関係者のプラットフォームはどのような形で構築するのがよいか、どのような主体に加わってもらう必要があるか

本事業を通じて見えてきた課題等

■「事前の備え」に対する普及啓発の必要性

- ・ 「終活」に関する市民の関心は高いが、「実際の行動」に対する必要性が十分に浸透していない。
- ・ 周囲から見たら明らかに備えが必要であるにも関わらず、本人が必要を感じていない。

■行政（公的制度）と民間事業者との役割分担の整理

- ・ 各種現行制度のカバー範囲について正しい認識を持ってもらう必要がある
→(例)ケアマネの本来業務以外の支援についても、「ケアマネさんがやってくれるから大丈夫」と思っている高齢者が少なくない。
- ・ 行政、地域包括支援センター、ケアマネ、民生委員、後見制度、社協の権利擁護事業などの役割等の整理

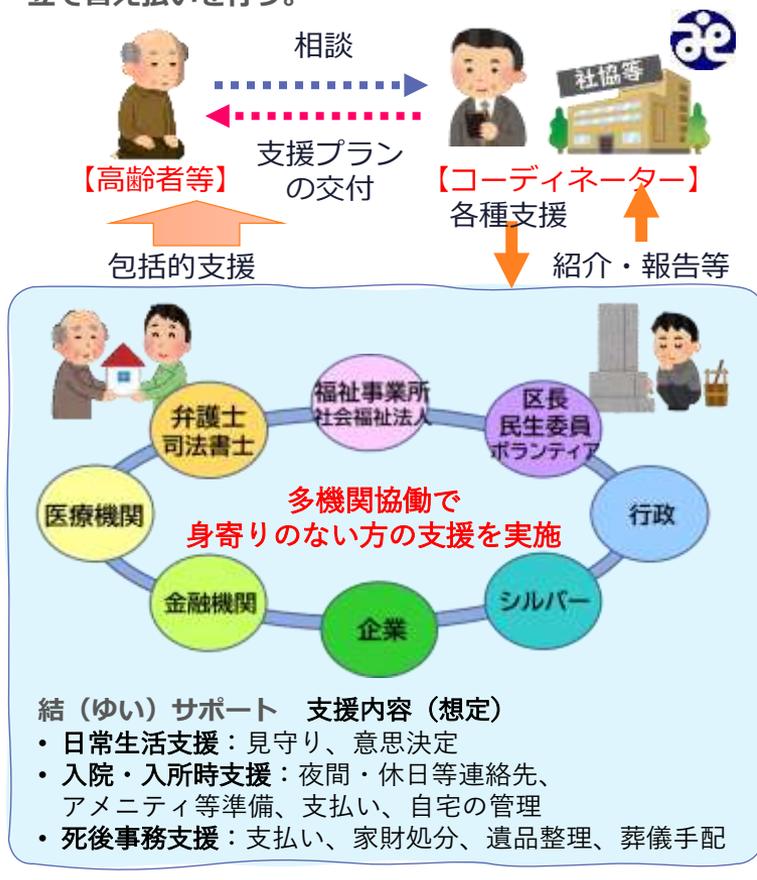
■終身サポート事業者への不信感（民間事業者が取り組むことの難しさ）

- ・ 自費でお金がかかることに対する拒否感（行政サービスとして行うべきとの声）
- ・ 詐欺被害や犯罪等への警戒感
- ・ 個人情報意識の強さの壁
- ・ 民間事業者選びへの不信感

3. 愛知県豊田市 「権利擁護支援コーディネーター」の配置と 豊田市社会福祉協議会「結（ゆい）サポート～くらし安心事業～」

身寄りのない高齢者等の相談窓口を設置し、相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメントや各種支援・契約の履行状況の確認等を行う**コーディネーター**を配置する。また、**豊田市社会福祉協議会の自主事業「結（ゆい）サポート～くらし安心事業～」**において、身寄りを頼ることができない方の具体的な支援を実施する。

豊田市社協独自の「結（ゆい）サポート～くらし安心事業～」では、**多機関協働**で身寄りのない方への具体的な支援を実施する。また、資力のない方は**権利擁護基金**で立て替え払いを行う。



取り組みを開始した経緯

- 企業城下町として発展した都市特性から、就労を機に豊田市で暮らし始める市民が多い。結果として身寄りを頼ることができない市民が多く生活している。
- 市民にアンケートを実施したところ、「万が一（緊急入院など）何かあった時に頼れる人はいるか」の質問に対し、3.8%が「いない」と回答。豊田市民（414,502人/R7.1.1時点）に当てはめると15,751人が、万が一の時に頼れる人がいない状況。

検討を開始した時期 令和5年9月～

- 他市への視察、身寄りを頼ることができない方への支援に向けたワークショップ（計3回）を開催
- 令和元年度に、令和2年度から7年度までの「豊田市成年後見制度利用促進計画」を、市と社協で策定。その計画において「身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備」を重点取組に位置づけた。また、「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」において、「身寄りのない方の支援部会」を設置し、具体策として「レシピ集」の作成をしている。

事業を開始した時期

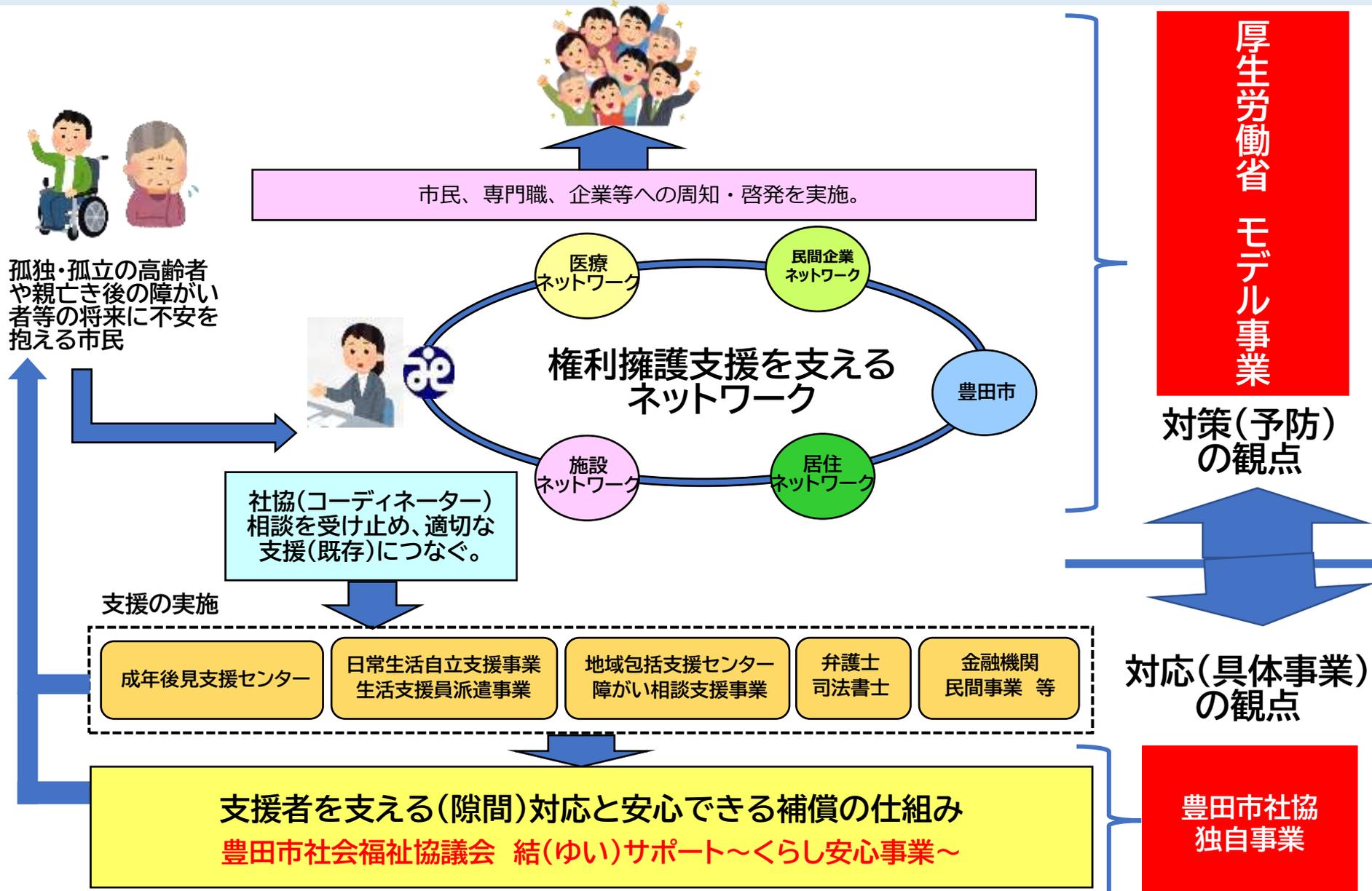
- ①「権利擁護支援コーディネーター（窓口設置・コーディネーター配置・プラットフォーム）」令和7年1月～
- ②「豊田市社会福祉協議会 自主事業「結（ゆい）サポート～くらし安心事業～」令和7年4月～段階実施（入院・入所時支援：4月～、日常生活支援：10月～、死後事務支援：1月～）

事業の実施体制

- ①「権利擁護支援コーディネーター（窓口設置・コーディネーター配置・プラットフォーム）」は豊田市社会福祉協議会へ委託 臨時職員1名
- ②「結（ゆい）サポート～くらし安心事業～」は豊田市社会福祉協議会自主事業 正規職員1名（管理職は兼務）
- ※①②とも豊田市社会福祉協議会自主事業「生活支援員派遣事業」の職員と協力しながら実施。①②において、各種団体と市、社協とで包括協定を締結して実施（予定）

3. 愛知県豊田市 ～モデル事業及び豊田市社協自主事業の概要～

厚生労働省のモデル事業「包括的な相談・調整窓口の整備」と豊田市社協独自の「結（ゆい）サポート～くらし安心事業～」の2段階で、身寄りを頼ることができない方への支援を実施する。



3. 愛知県豊田市 ～ 運営の在り方・実績と課題など ～

実績

相談：実件数30件、延べ件数45件（令和7年1月のみ）

〔内訳〕日常生活に関する相談：9件 入院・入所に関する相談：7件 死後事務に関する相談：5件
成年後見制度の利用に関する相談 23件 その他（エンディングノート）：1件
※4月以降、豊田市社会福祉協議会「結（ゆい）サポート～くらし応援事業～」を案内

今後

周知

- ・チラシ及びパンフレットを作成。広報とよた、報道機関等にて周知
- ・包括、障がい相談、サービス調整会議（ケアマネ・ヘルパー等）、民生委員児童委員協議会等の会議にて事業説明
- ・権利擁護推進シンポジウム（5月24日開催）にて周知



事業

- ・令和7年度夏頃までに市・社協・各団体で包括協定を締結し、プラットフォーム構築
- ・権利擁護支援ネットワーク会議（年2～3回）を開催
- ・結（ゆい）サポート：令和7年4月～段階実施（入院・入所時支援：4月～、日常生活支援：10月～、死後事務支援：1月～）

課題

①「権利擁護支援コーディネーター（窓口設置・コーディネーター配置・プラットフォーム）」

臨時職員1名の配置。どこまで相談を受け止め、コーディネートしきれるかが課題。また、プラットフォームの構築も同様。

②豊田市社会福祉協議会自主事業「結（ゆい）サポート～くらし安心事業～」

資力のない方…豊田市社会福祉協議会権利擁護基金で立て替えや、預託金は積み立てを実施。

しかし、金銭管理が必要となる為、その場合、件数が膨れ上がったら対応しきれるか。

※その他のスキームは、基本的に多機関協働で実施する為、件数が膨れ上がっても対応できる想定。

権利擁護基金…基金の為、基本寄付。寄付をいただけるよう基金や事業の周知が必要となる。

取り組みの促進要因

- ・第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画（R8～R13）の重点取組に位置づけ実施。
- ・「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」にて「身寄りのない方の支援部会」を設置し、具体策として「レシピ集」を作成。
- ・具体的な事業を構築する為、ワークショップを開催。
弁護士、司法書士、社会福祉士、包括、ケアマネ、障がい相談、葬儀会社、金融機関、障がい当事者、高齢者クラブ、障がいのある方の親の会など、**実人数106名（延べ214名）**参加し、課題や取り組みについて検討。

※法福連携推進協議会やワークショップなどにより、三士会（弁護士・司法書士・社会福祉士）、医師会、医療機関、（高齢・障がい）福祉事業所、金融機関、葬儀会社などの企業とも連携しており、多機関協働で取り組みの促進を図ることができる。



持続可能な権利擁護支援モデル事業

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業

テーマ2-B 総合的な支援パッケージを提供する取組

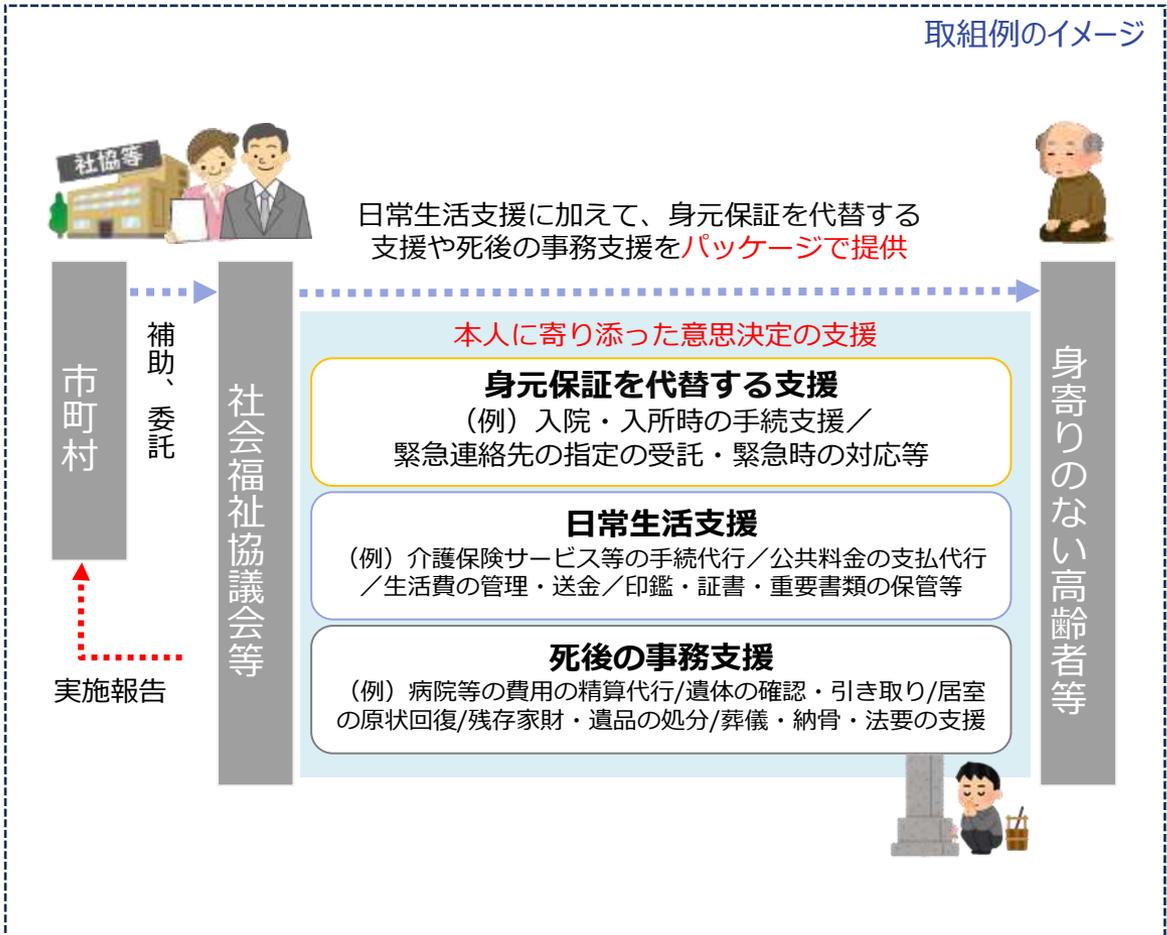
～ 地域の取り組みの紹介と意見交換 ～

持続可能な権利擁護支援モデル事業

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業

テーマ2-B 総合的な支援パッケージを提供する取組

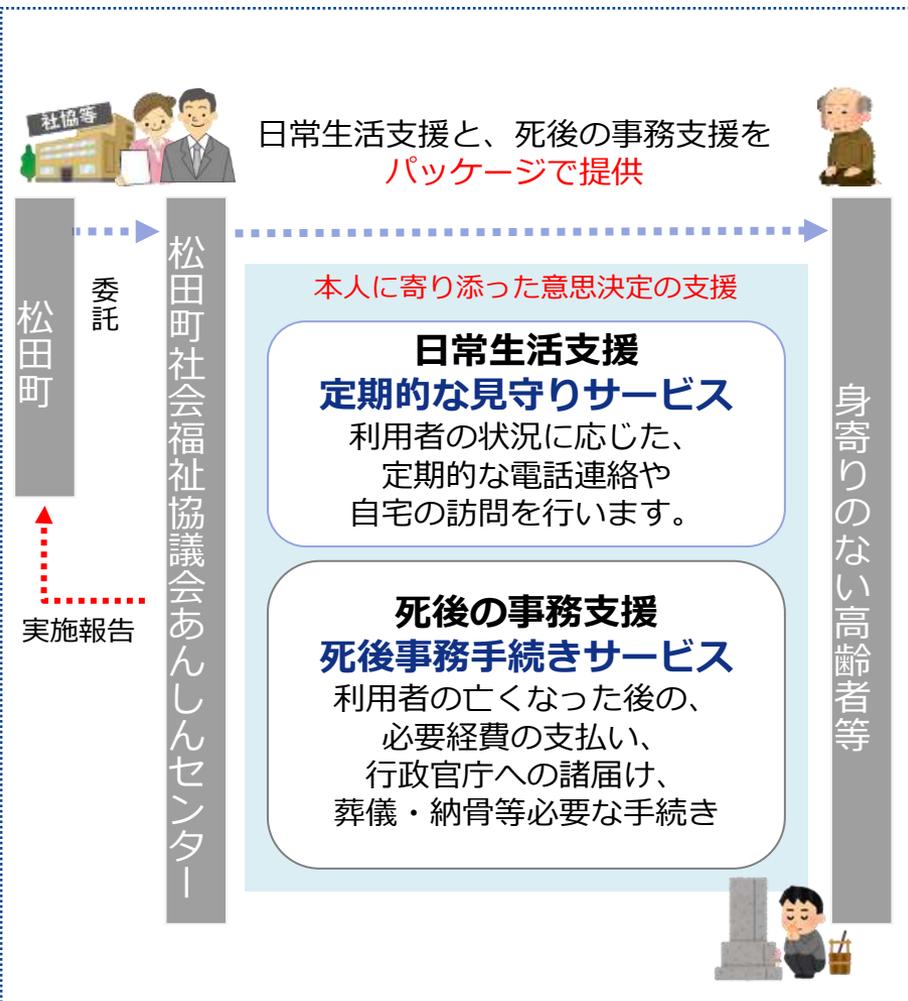
十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供する取組を実施する。



本日は、新モデル事業テーマ2-Bに取り組む地域の皆様から、お取り組み内容を紹介頂きます。
ご紹介は、神奈川県松田町、京都府京都市、大阪府枚方市の順番です。

4. 神奈川県松田町 松田町あんしんセンターの終活支援サービス事業

町内にお住まいの一人暮らしの方を対象に、いつまでも安心して地域で暮らせるよう、定期的な見守り、死後事務手続き、オプションとしてアパート等の解約や家財等の処分を行う終活支援サービス事業。見守りサービスでは、**利用者の状況に応じた、定期的な電話連絡や自宅の訪問**を行い、また、死後事務手続きサービスでは、預託金の範囲内で**ご自身が亡くなった後の葬儀・納骨、行政機関などへの届出、公共料金の精算など必要経費の支払い**が行えるよう支援をしていく。



事業の実施体制

- 事業実施主体は、松田町社会福祉協議会であり、松田町が委託を行っている。

取り組みを開始した経緯

- 75歳以上独居高齢者、町内居宅介護支援事業所、町民生委員児童委員を対象とした終活支援に関するアンケート結果から、見守りや死後の財産処分や事務に関する相談支援を必要としている割合が高く、終活支援を通して高齢者が住み慣れた町で安心して生活ができるよう支援を行う必要性があった。

検討を開始した時期 令和6年2月

事業を開始した時期 令和7年1月

基本的な利用の流れ

契約準備からサービス開始まで、3～6か月程度。

- 相談：希望者との面談の日程を調整（相談は無料）。
- 面談：希望者の現在の状況や、死後に関する困りごと、希望を伺う（面談は数回行うこともある）。
- 申込：必要書類を添付し、申込書を提出。
- 契約準備：支援内容を検討し、計画書を作成。預託金額を確定するため、葬儀・埋葬費用等の見積等の準備を依頼。
- 契約：希望者と松田町社会福祉協議会が契約を結ぶ。預託金等の入金確認後にサービス開始となる。

4. 神奈川県松田町 ～モデル事業の概要～

松田町にお住まいの一人暮らしの方を対象に、ご自身が亡くなった後の葬儀・納骨、行政機関などへの届出、公共料金の精算などを、予め預かりしたお金の範囲内で行うサービスです。

■ 対象となる方

※右記のすべてに該当する方を対象とします



- ❶ 松田町に住所を有し、居住している一人暮らしの方
- ❷ 満65歳以上の方で支援可能な家族がいない方
- ❸ 事業の契約内容を理解する事ができる判断能力がある方
- ❹ 生活保護を受給していない方
- ❺ 負債がない方
- ❻ 契約時に必要な預託金が支払える方

○利用条件に当てはまらない方には、他の制度等のご紹介をさせていただいておりますので、まずはご連絡ください。

■ 契約時に必要な費用

❶ 初期事務手数料 20,000円(税込)

❷ 年間利用料 12,000円(税込) / 年

❸ 預託金① 200,000円以上

(死後事務費用) 死後事務経費(死亡時の支払い)
入院費・入所費用等

❹ 預託金② 業者見積額

(葬儀・火葬・納骨等の費用)

オプション

預託金③

業者見積額

(家財処分費用等)

執行費報酬

預託金①、②及び③の合計金額の1割若しくは5万(税込)のいずれか低い方を執行報酬としていただきます。



■ サービス内容

❶ 定期的な見守りサービス

利用者の状況に応じた、定期的な電話連絡や自宅の訪問を行います。

❷ 死後事務手続きサービス

利用者の亡くなった後の、必要経費の支払い、行政官庁への諸届け、葬儀・納骨等必要な手続きを行います。

オプションサービス

アパート等の解約、家財等の処分

自宅の賃貸借契約の解除、自宅の明渡し及び残存家財処分を行います。



■ 契約までの大まかな流れ

相談 松田町社会福祉協議会にご連絡ください。面談の日程を調整します。(相談は無料)

面談 あなたの現在の状況や、死後に関する困りごと・希望をお聞きます。
※面談は数回行うことがあります。

申込 必要書類を添付し、申込書を提出していただけます。
※申込書、必要書類の内容を確認・審査をします。

契約準備 支援内容を検討し、計画書を作成します。預託金額を確定するために、葬儀・埋葬費用等の見積もり等の準備をしていただけます。

契約 あなたと松田町社会福祉協議会が契約を結びます。預託金等の入金確認後にサービス開始となります。

契約準備からサービス開始まで

3～6カ月程度

4. 神奈川県松田町 ～ 運営の在り方・実績と課題など ～

遺言執行者の選任

- まずは本人が指定し、難しい場合は、士業の団体（神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会）を紹介する。

支援可能な親族がないことの確認方法

- 契約前に、本人が取得した戸籍謄本にて確認を行う。

預託金の管理

- 預託金専用口座を開設して管理を行う。
- 死後に残った預託金は、引受人、相続人または遺言執行者に引き継ぐ。
- 残った預託金や不動産等の遺贈を希望された際は、本人の意思を十分確認の上、事業を適正かつ円滑に実施するために設置した終活支援サービス事業審査会に諮り処遇を検討する。

契約能力（判断能力）の確認など、意思決定支援の場面での配慮事項等

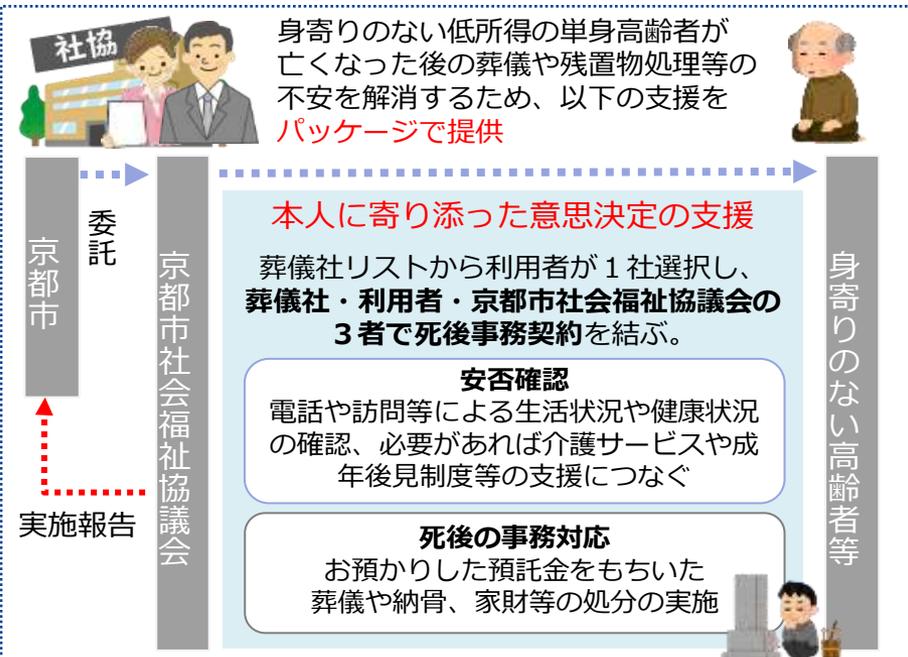
- 本人が提供を受けるサービスを理解しているか、事実誤認がないか等の確認方法として、本人に繰り返し意向を確認するほか、関係機関等と情報共有を図り、様々なタイミングで本人の理解度を確認していく。
- 本人の意思決定能力に疑義があると感じたとき、関係機関等と情報共有を図り、協議の上で対応方針を検討していく。
- 本人のサービス提供に係る理解が難しいと判断した場合のつなぎや対応として、中核機関への相談を含め、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を検討する。

事業の課題や懸念

- 利用する方にとって、死後の事務委任等の預託金が生じるため、経済的な負担が発生する。預託金の支払いが困難な方への対応について課題がある。
- 実際の利用者見込数が把握しづらく、本来支援が必要と思われる方をいかに事業に繋げ、利用して頂くか、また事業周知するかが課題となっている。
- 身元保証サービスは行わないため、利用者が急変した際に身元保証等で個人情報が必要な場合、どのように対応すればいいか不安である。今後、身元保証を代替する支援を行う際は、人材確保が課題である。
- 本サービス以外の事項に関する支援希望がある場合、つなぐ先がない時の対応が課題である。

5. 京都府京都市 「京都市単身高齢者万が一あんしんサービス事業」

身寄りのない低所得の単身高齢者が亡くなった後の葬儀や残置物処分等の不安を解消するため、葬儀社、利用者及び京都市社会福祉協議会の三者で死後事務委任契約を結び、電話や訪問等による生活状況や健康状況の確認、必要があれば介護サービスや成年後見制度等の支援につなぐとともに、利用者が亡くなられた後、お預かりした預託金での葬儀や納骨、家財処分の実施し、万一のときの備えを講ずることで、利用者はもとより、家主や地域の方々が安心して生活できるよう、「京都市単身高齢者万が一あんしんサービス事業」を実施している。



【参考】三者契約の関係性



事業の実施体制

- 本事業の実施主体である京都市から、京都市社会福祉協議会へ本事業を委託して実施。
- 常勤4名の社会福祉士（他業務と兼務）が対応。
- 利用者は、葬儀社リスト（※）から1社選択し、葬儀社・利用者・京都市社会福祉協議会の3者で死後事務委任契約を結ぶ。

※ 本事業に賛同いただき、協力いただける葬儀社

取り組みを開始した経緯

身寄りのない単身高齢者が死後の「葬儀」に不安を抱いていること、また、家主は死後の「家財処分」に関して、不安を抱えていることが明らかとなっていたため。

検討を開始した時期 平成30年度
事業を開始した時期 令和元年12月

基本的な利用の流れ

1. 初回相談：事業概要の説明、利用要件の確認
2. 契約内容の決定：葬儀社の決定、納骨場所の確定、残置物処分の要否（オプション）の確認
3. （残置物処分が要の場合は、見積りを実施）
4. 契約の締結：葬儀社・利用者・京都市社会福祉協議会
5. 預託金入金の確認
6. 契約の成立

こんなお困りごと、ありませんか？



身寄りがないので葬儀、納骨を誰かに頼みたい。
少ない費用でもお願いできるところはないだろうか。。。



「京都市単身高齢者万一あんしんサービス事業」 があります。

利用される方がお元気な間（生前）に、亡くなった後に効力が発生する契約を結び、あらかじめお預かりした預託金を活用し、亡くなられた後の**葬儀**や**納骨**、**家財処分**を行います。

利用される方がお元気な間は、社会福祉法人京都市社会福祉協議会の職員が、定期的に**安否確認（電話や訪問）**を行います。



【対象者】（以下の要件を**すべて**を満たす方が対象になります。）

- ① 京都市内在住の**65歳以上**で**ひとり暮らし**
- ② 契約能力がある
- ③ **子ども**や頼れる親族がいない
- ④ 市民税非課税・不動産非所有・預貯金**240万円**以下
- ⑤ 賃貸住宅（公営住宅を含む）に入居
- ⑥ 契約時、預託金を**一括**して預けることができる
- ⑦ 契約後、京都市社会福祉協議会職員による**安否確認（電話や訪問）**を受けることができる

（★注意）生活保護や日常生活自立支援事業、成年後見制度を利用の場合は対象外



【預託金】

葬儀・
納骨費用

25万円
（全員対象）

残置物
処分

見積額による
（希望の場合のみ対象）

【お問合せ先】

京都市社会福祉協議会 京都市長寿すこやかセンター

電話／075-354-8741 ファクス／075-354-8742

〒600-8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅津町83-1「ひと・まち交流館京都」

受付時間 午前9時～午後5時

※毎月第3火曜日（祝日の場合は翌日）及び年末年始は休み

5. 京都府京都市 ～ 運営の在り方・実績と課題など ～

医療・介護・福祉との連携

- ・ 契約当初には介護保険サービスを利用していない方であっても、その後のADLや生活状況に応じて、地域包括支援センターや民生委員（老人福祉員（※）含む）と連携を行っている。
※ 本市独自の制度として、市長から委嘱され、主としてひとり暮らしの高齢者の見守り活動を行っている地域の相談相手
- ・ 判断能力が低下した場合には、成年後見制度を利用できるよう支援することもある。
- ・ 透析通院等、外来受診が高頻度の利用者の情報共有や、緊急入院時の情報提供等、本人の許可を得たうえで、医療機関とも連携している。

事業の実績

- ・ 新規相談件数：103件（令和6年12月末）
- ・ 新規契約数：5人（令和6年12月末）
- ・ フォロー中人数：16人（令和6年12月末）

意思決定支援の場面や配慮事項など

- ・ 本人の希望する生活についての意思決定支援に、特に配慮して取り組んでいる。
- ・ 本人がサービスを理解しているか、事実誤認がないか等を確認するため、「契約締結ガイドライン」を実施し、本人の言葉で説明してもらい、理解を確認している。意思決定能力に疑義があると感じた場合は、他の関係者の意見を聞き、必要に応じて法律・医療・福祉・学識経験者で構成する審査会を実施するなどを行っている。

事業により得られた効果

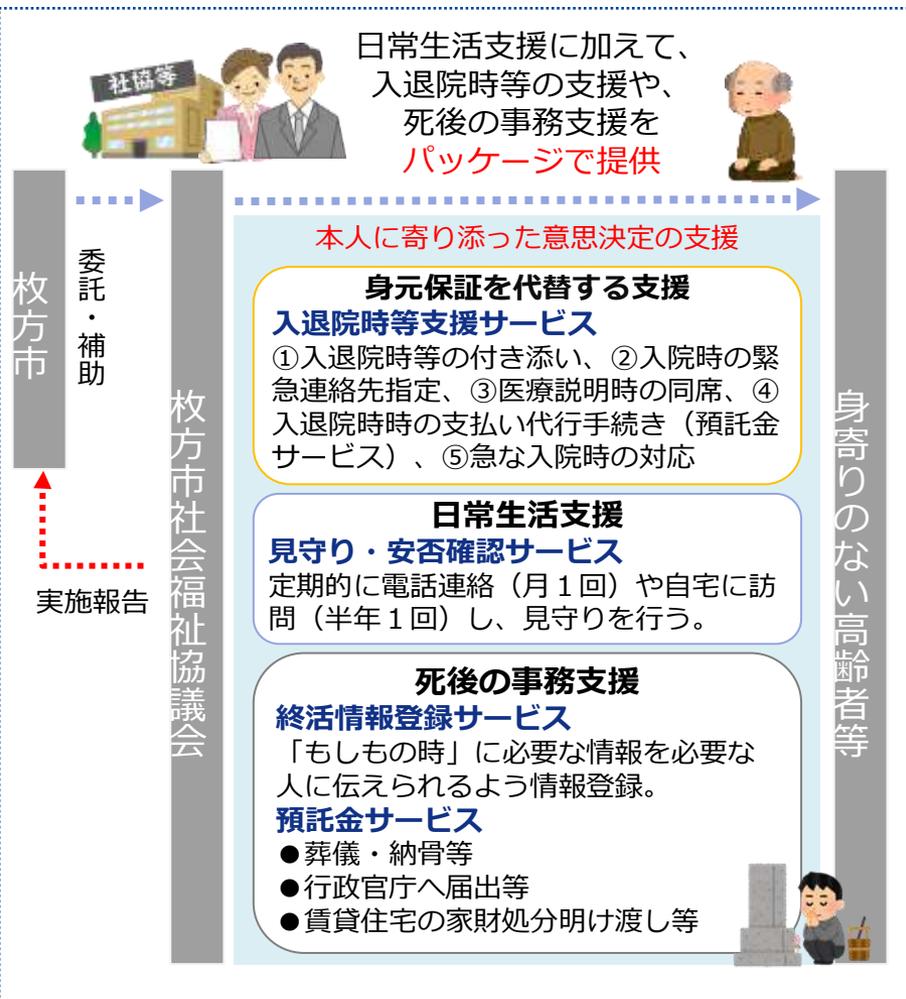
- ・ 自身が逝去した後の葬儀・納骨をどうすればいいのか、迷惑を掛けたくないが、誰に頼ればいいのか誰にも頼ることができないという不安を持つ、単身高齢者のニーズを充足することができる。
- ・ 日常的な見守りが増えたことへの安心感についても意見を得ている。

事業の課題や懸念

- ・ 対象者の増加に伴う実施体制及び予算の確保
- ・ 終身サポート事業者の参入と、行政の対応範囲（民業圧迫の懸念 等）
- ・ 遺留金品の取扱い
- ・ 戸籍法87条第1項及び第2項に規定する者がいない場合の死亡届出者の取扱い

6. 大阪府枚方市 ひらかた縁ディングサポート事業

ひらかた縁ディングサポート事業は、「あなたとの『ご縁』を最期まで大切に、円満なエンディングをサポートします」をテーマに、身寄りのない高齢者の方が、住み慣れた地域で最期まで安心して生活ができるよう、**終活情報登録サービス、見守り・安否確認サービス**をはじめ、入院時の緊急連絡先の指定などの**入退院時等支援サービス**を実施。また、預託金をお預かりした上で、**入退院時の支払い代行やお亡くなりになった後の葬儀、納骨、家財処分、行政官庁への届け出等**を行うことができる。



事業の実施体制

- 事業主体は枚方市であり、枚方市社会福祉協議会に委託するとともに、枚方市から補助を行っている（本モデル事業）。

取り組みを開始した経緯

- 十分な資力がないなど、民間事業者による支援が受けられない方に対し、意思決定支援を確保しながら入院・入所時の身元保証を代替する支援や、死後の事務支援を併せて提供するため、事業を開始。

検討を開始した時期 令和6年5月

事業を開始した時期 令和6年10月

基本的な利用の流れ

- 相談・面談：担当職員がお話を伺う。
- 家財処分見積：業者と職員が自宅に訪問。見積を実施。
- 申込：必要書類（申込書、戸籍謄本等）を提出。
- 審査：申込書の内容を審査。
- 支援計画の作成：各種サービスの支援計画を検討。
- 遺言書の作成：自筆で遺言書を作成し、遺言の中で遺言執行者を定めた上で、「自筆証書遺言書保管制度」を利用。
- 契約：相談者と契約を結ぶ。契約後、預託金を預かる。

6. 大阪府枚方市 ～モデル事業の概要～



サポートします
円満なエンディングを

あなたとの「縁」を
最期まで大切に、

ひらかた緑デイングサポート事業は、身寄りのない高齢者の方が、住み慣れた地域で最期まで安心して生活ができるよう、見守りや安否確認サービスをはじめ、預託金を預かりした上で、入退院時の支払い代行やお亡くなりになった後の葬儀、納骨、家財処分、行政官庁への届け出等を行う事業です。

Service 01 「もしもの時」に、必要な情報を登録！ 終活情報登録サービス

「もしもの時」に、必要な情報を必要な人に伝えられるよう社会福祉協議会が情報を登録し、いざという時にあなたに代わりお答えするサービスです。



- 【例】●本籍 ●緊急連絡先 ●遺院先、滞業内容 ●エンディングノート保管先 ●財産登録先 ●葬儀提供の意思 ●遺言書の保管場所 他

Service 03 入院時や退院時もお手伝い！ 入退院時等支援サービス

利用者に入退院の手続きが発生した場合の付き添いや、入退院時の支払い代行手続き等を行うサービスです。

- ① 入退院時等の付き添い
- ② 入院時の緊急連絡先指定
- ③ 医療説明時の同席
- ④ 入退院時の支払い代行手続き (事前に預託金の納入必要)
- ⑤ 急な入院時の対応

上記サービスは利用料が発生します。なお、移動手段は利用者で確保してください。緊急連絡時の付き添い対応はできません。

Service 02 定期的にご連絡し、見守りをします！ 見守り・安否確認サービス

定期的に電話連絡や自宅に訪問をすることで、見守りを行うサービスです。

電話連絡

毎月 1 回

自宅訪問

6ヶ月毎に 1 回

Service 04 死後事務等にも対応します！ 預託金によるサービス

契約時に預託金を預けていただくことで、入退院時の支払い代行や利用者が亡くなったときの葬儀、納骨、行政への手続き、家財処分等を行うサービスです。

<p>入院時の支払い用 預託金</p> <p>20万円</p>	<p>葬儀、納骨等預託金</p> <p>30万円</p>	<p>賃貸住宅の家財処分 明け渡し等預託金</p> <p>業者の 見積額</p>
-------------------------------------	------------------------------	--

東照託金は契約時原則1ヶ月で納入いただけます

利用できる方

下記の条件をすべて満たす方が本事業の対象となります。

- 枚方市内に居住している方
- 65歳以上の単身世帯で、支援可能な親族がいない方 (同居人や子・孫等に認知症や障害などの事情がある場合は要相談)
- 契約内容を十分に理解し、利用を希望される方
- 市民税非課税世帯、かつ預貯金の合計額が500万円以下の方
- 自分名義の不動産を所有していない方
- 生活保護を受給していない方
- 4つのサービスをすべて受けることに同意いただける方



利用までの流れ

- ① 相談
まずはご相談ください。担当職員がお話を伺います。
- ② 家財処分見積
家財処分業者と職員が自宅へ訪問。家財処分をする場合の見積をします。
- ③ 申込み
必要書類 (申込書、戸籍簿本他) を提出いただけます。
- ④ 審査
申込書の内容を審査します。
- ⑤ 支援計画作成
相談者と各種サービスに関する支援計画を検討します。
- ⑥ 遺言書作成
自筆で遺言書を作成し、遺言の中で遺言執行者(※1)を定めた上で、「自筆証書遺言書保管制度(※2)」を利用いただけます。申請手数料等が必要です。
- ⑦ 契約
相談者と契約を結びます。契約後預託金を預かりします。

※1) 遺言執行者とは遺言の内容を実行する人です。遺言執行者に特別に資格などは必要ないので、親族、隣、誰でもなることができます。未成年及び障害者は遺言執行者にはなりません。

※2) 自筆証書遺言書保管制度とは、自筆の遺言書を法務局(遺言書保管所)に預ける制度です。

※3) すでに公正証書遺言を作成しており、遺言執行者も定めている場合はありません。

6. 大阪府枚方市 ～ 運営の在り方・実績と課題など ～

事業の実績

- 令和6年10月から事業を開始し、新規相談件数88人、新規契約人数0人。（令和7年1月末時点）

契約能力（判断能力）の確認など、意思決定支援の場面での配慮事項等

- 本人が提供を受けるサービスを理解しているか、事実誤認がないか等の確認を行い、申込書に署名。
- 本人が利用に迷われた場合は、再度面談の機会を設定して、対応している。
- 本人の意思決定能力に疑義があると感じたときは、関係者がいれば本人同意の上、第三者からの情報を収集する。また、審査にて協議（再度面談を設定する可能性もあり）。
- 資産等が理由で対象外になった場合でも、他制度（任意後見制度や専門職団体がやっている死後事務委任制度等）に関する情報提供や終活（遺言書作成等）に関する助言等を可能な範囲で実施（常勤で行政書士を配置）
- 本人のサービス提供に係る理解が難しいと判断した場合のつなぎや対応として、日常生活自立支援事業もしくは成年後見制度の紹介（ただし死後事務等は不可と説明する）。

遺言執行者の紹介

- まずは本人が指定。なお、遺言執行者の指定が困難な場合は、専門職団体（弁護士会や司法書士会）を紹介。
※社協顧問弁護士にも協力を依頼。状況に応じて顧問弁護士に遺言執行者の依頼をする場合もあり。

支援可能な親族がないことの確認方法

- 基本は本人からの聞き取りによる。
- 審査時には出生から現在までの戸籍謄本の提出を依頼。

預託金の管理

- ひらかた縁ディングサポート事業用の決済性預金口座を作成し預託金を管理。社協会計とは別会計とし、いつでも現金化できるようにしている。
- 死後に残った預託金は相続財産として遺言執行者に引き渡す。
- 遺贈を希望された場合は、事前に受遺者に確認。なお、受遺者側が拒否する可能性もある旨を説明した上で、複数の遺贈先情報（例：国境なき医師団／日本赤十字社等）の提供も行う。

事業の課題や懸念

- 死後の事務支援に関するトラブル（葬儀・納骨や残存家財、遺品の対応、遺言等について法的問題があった場合の対応）。
- 担当職員の負担（緊急時の対応等も求められるため、24時間365日の対応が求められる）。
- 事業対象者の範囲が狭い。（主に「不動産」「預貯金」「市民税非課税」での対象外が多数発生している）
【※現在、対象者要件の見直しも検討中】
- 預託金を一括納入できない相談者への対応。【※現在、分割納付も検討中】
- 「遺言執行者」の設定が困難な相談者がいた場合の専門職の紹介及び連携。
- 夜間や休日等でも対応できる体制づくり（個人情報取り扱い、担当職員に負担がかかりすぎないような対応方法、人員）。
- 実際に家財処分をするとなった場合の対応（お性根抜きや思い出の品の処分等）。
- 契約者の状況が変化した場合の対応（認知症になる、生保になる、施設に入る等）。
- 身寄りのない高齢者を対象にしているが、もし葬儀、納骨、家財処分等実施後に相続人が現れトラブルになった場合の対応。27